

医療安全管理に関する取り組み事項

1. 基本方針

当院は、医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者さまが安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とします。

2. 医療安全管理のための体制について

院内に病院長、医局医師、看護部、診療技術部、事務部等、各領域の職員により構成する医療安全対策委員会を設置し、月に一度開催(必要に応じて臨時開催)します。当委員会は、危険な事象等を総合的に検討、分析し、医療安全対策の立案、啓発・教育等を組織の中心となって行います。

3. 医療安全管理の窓口について

医療安全対策室を設置し、医療安全管理者（専任）を配置しています。

4. 医療安全管理のための研修について

医療現場での事故や、事故には至らなかったが「ヒヤリ」としたり、「ハッ」としたりした事象について、それに直面した担当者が「インシデントレポート」を作成、報告し、医療安全対策委員会で起こった状況や原因を分析し、対策をとり、再発を防止します。職員の医療安全に対する知識と、意識の向上を図ることを目的に、医療安全対策研修を毎年度2回実施します。

5. 医療安全マニュアルの整備と配備

医療安全対策委員会は、「医療安全対策マニュアル」を編集・制作し、各部署に配備します。また、必要に応じ、随時、改訂を行い、職員への教育・訓練に反映します。

6. 患者様からの相談への対応について

医療安全に関係する患者さんからの苦情や相談に対応する「患者さん相談窓口」を設置し、相談内容から問題点や課題を明らかにし、改善を図ります。

7. 安全管理の徹底

安全管理を組織全体で徹底するため、この指針をはじめ、医療安全対策マニュアルを、状況に合わせて改訂し、職員への周知・徹底を図ります。

医療法人御殿山 福田総合病院